

環境省の実施計画状況調査業務

公募要領

令和2年9月

みずほ情報総研株式会社

目 次

1. 本業務に関する事項
 - (1) 本業務の目的
 - (2) 本業務の概要
 - (3) 契約の形態及び支払

2. 実施期間に関する事項

3. 募集に関する事項
 - (1) 公募の実施スケジュール（予定）
 - (2) 提出書類
 - (3) 提出方法

4. 採択に関する事項
 - (1) 採択事業者を決定するための評価基準
 - (2) 採択事業者の決定
 - (3) 採択事業者の発表

1. 本業務に関する事項

(1) 本業務の目的

2005年に改正（2006年4月施行）された地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の導入により、事業者による温室効果ガスの排出を抑制する自主的取組は定着し、さらなる排出抑制のために、事業者の活動に関連する他社の排出も算定範囲に加える機運が高まっている。2011年には、GHG プロトコル²の Scope3 基準³が発行され、原料調達・製造・物流・販売・廃棄等、一連の流れ全体（サプライチェーン）で温室効果ガス排出量を算定・把握し公表する動きや、サプライチェーンにおける温室効果ガス排出量（以下「SC 排出量」という）を企業の環境経営指標や機関投資家等の情報開示要求項目として使用する動きも活発化してきた。

これを受け、これまで環境省では、Scope3 基準に準拠し国内の既存取組を踏まえた国内向けガイドライン「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン」（以下「基本ガイドライン」という。）や「排出原単位データベース」の整備、算定支援等により、企業の SC 排出量の把握・管理を推進してきたところである。

本委託業務では、これら SC 排出量の算定基盤等の整備をはじめ、算定の普及、削減貢献量評価手法の確立、削減目標及び削減取組の定着に向けた調査・検討を行う。また、環境省も公的機関として SC 排出量の算定を行うことで課題を整理し、その対応策を検討することで公的機関の SC 排出量の算定を促進することとしている。加えて、環境省自身も RE100 アンバサダーとして、使用電力の再エネ 100%導入に向けたロードマップを策定しているところ、本委託業務ではその取組の達成に向けた支援業務を行う。今後は具体的な再エネ導入に向けた取組を検討し、公的機関での再エネの普及拡大を推し進める。

(2) 本業務の概要

- ・環境省の組織・施設ごとの毎月の実施状況の整理・分析
- ・環境省実施計画の実施状況に関するアニュアルレポートの作成支援
- ・報告書の作成

（詳細は仕様書（別紙1）のとおり。）

(3) 契約の形態及び支払

- ① 契約の形態は、委託契約とする。
- ② 民間事業者が1.（2）に掲げる業務を完了したときは、環境省は当該業務の完了を確認するための検査を行った上で、委託契約に基づき民間事業者が実施する本業務の経費として、あらかじめ委託契約により約定された額を超えない範囲内で委託業務に要する費用を民間事業者の請求に基づき、請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。
- ③ 法令変更による増加費用及び損害の負担
法令の変更により民間事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、（ア）から（ウ）に該当する場合には環境省が負担し、それ以外の法令変更については民間事業者が負担する。

- (ア) 本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設
- (イ) 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む）
- (ウ) 上記（ア）及び（イ）のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

2. 実施期間に関する事項

当該業務の実施期間は、契約締結日から令和 3 年 3 月 15 日までとする。

3. 募集に関する事項

(1) 公募の実施スケジュール（予定）

公募公告：令和 2 年 9 月 25 日

質問期限：令和 2 年 10 月 1 日

提案書類提出期限：令和 2 年 10 月 7 日

採択事業者の決定：令和 2 年 10 月 12 日

契約締結：令和 2 年 10 月 19 日

(2) 提出書類

公募参加者は、次に掲げる書類を公募要領に記載された期日及び方法により提出すること。

① 提案書

提案書の様式は問わないが、「評価基準表」（別紙2）に示した評価項目を記載すること。

② 見積書

金額（採択参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約期間内のすべての本業務に対する報酬の総額の 110 分の 100 に相当する金額）を記載し、代表者の調印された書類であること。

(3) 提出方法

見積書と提案書のPDFを電子メールにて送付すること。見積書については、原本を別途郵送すること。

4. 採択に関する事項

(1) 採択事業者を決定するための評価基準

① 技術評価点（合計 120 点）

技術評価は、提出された提案書の内容が、本業務の目的・趣旨に添って実行可能なものであるか（必須項目審査：基礎点）、また、効果的なものであるか（加点項目審査：加点）について行い、基礎点と加点の合計点を技術評価点とする。

(ア) 必須項目審査（基礎点：40点）

「評価基準表」（別紙2）の必須項目について審査を行い、そのすべてを満たしている提案には基礎点40点を与え、その1つでも満たしていない場合は失格とする。

(イ) 加点項目審査（加点：80点）

「評価基準表」（別紙2）の項目のうち加点の対象とされている項目について審査を行い、効果的な取組となっている項目について、同表の基準により加点を付与する。

② 価格点（点数50点）

価格に対する評価点については以下の計算方法により、参加者が提示した価格に応じて得点が計算される。なお、価格点の配分は50点とする。

価格点 = 価格点の配分 × (1 - 価格 ÷ 予定価格)

(2) 採択事業者の決定

- ① 上記4. (1) ① (ア) の必須項目をすべて満たし、参加者の価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、当該参加者の申込みに係る上記4. (1) ②の価格に対する得点と、4. (1) ①の技術等の各評価項目の得点合計を合算して得た数値（総合評価点）の最も高い者をもって採択事業者とする。
- ② 採択事業者の提示価格によって、その者より当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって応募した他の者のうち総合評価点が最も高い者を採択事業者とすることがある。
- ③ 採択事業者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、採択の決定を取り消すものとする。

(3) 採択事業者の発表

採択事業者へは、採択結果をみずほ情報総研株式会社のサプライチェーン排出量等の算定基盤整備事業事務局より個別に連絡する。

令和 2 年度環境省実施計画の実施状況調査業務
仕様書

業務の内容

(1) 環境省の組織・施設ごとの毎月の実施状況の整理・分析

- ・ 環境省の組織・施設（※1）ごとの毎月の実施状況を取りまとめ、増減の要因や、現在の状況を収集・分析することで、今後の有効と思われる削減方策を検討し、削減方策の提案を含むフィードバック資料を報告する。
- ・ 分析にあたっては、施設の電気・熱の使用、水の使用、車の効率的利用、用紙の使用、廃棄物、職員の意識啓発などの政府実行計画の対象分野の中から 5 名程度の専門家を選定し、ヒアリングを実施（一人当たり 2 時間程度）して、その知見も考慮しつつ実施する。なお、ヒアリングの実施に当たっては、必要に応じてヒアリング相手に謝金（1 時間当たり 7,900 円）を支給すること。
- ・ 本省（中央合同庁舎 5 号館）の電力使用量については、環境省より提供される電力量計測システムのデータを活用し分析を行い、本省における削減対策の方策を提案し、フィードバック資料を作成すること。

※1 環境省全体（原子力規制庁含む）、環境省本省、地方環境事務所、国民公園等管理事務所、生物多様性センター、環境調査研修所、国立水保総合センター、原子力規制庁

(2) 環境省実施計画の実施状況に関するアニュアルレポートの作成支援

- ・ (1) の結果や政府実行計画の実施状況調査の結果等をもとに、2019 年度の環境省実施計画の実施状況に関するアニュアルレポートの作成の支援を行う（A 4 で 15 頁程度の冊子。図表含む。）。
- ・ レポートには以下を盛り込む。なお、レポートは電子データによる提供とし、印刷製本は不要とする。
 - ✓ 実施状況の概要
 - ✓ 組織・施設ごとに、各評価指標（※2）の基準年度（2013 年度）から最新年度の実績値、2020 年度目標値（※3）及び 2020 年度目標値に対する 2018 年度の進捗状況を整理した表
 - ✓ 組織・施設ごとに各評価指標の増減の要因分析の結果
 - ✓ 組織・施設ごとに今後の取組に向けた提案（省エネ診断を実施した施設ではその結果も踏まえる。その他、環境省担当官から提供のあった情報（省エネ法定期報告や温対法報告に関する情報等）も分析し、必要に応じ活用する。）。
 - ✓ 削減目標の対象外である、環境省が保有する船舶及び環境省が福島県内で実施中の東日本大震災関係の廃棄物焼却に伴う排出の状況について、それらの排出量、排出量以外の評価指標の実績、増減の分析結果、今後の取組に向けた提案。
 - ✓ その他（環境省担当官から指示があった事項を含む。）
- ・ なお、本レポートは、環境省各職員が環境省実施計画の実施状況を理解し、今後の取組に向けた示唆を得ることを目的とするレポートであり、その観点から見やすく分かりやすい資料となるように作成支援すること。

※2 温室効果ガス排出量 (tCO₂)、公用車の燃料使用 (tCO₂)、施設の電気使用 (tCO₂)、電気使用量 (kWh)、施設の燃料使用 (tCO₂)、その他 (tCO₂)、次世代自動車の割合 (%)、公用車の燃料使用量 (GJ)、LED 照明の導入割合 (%)、用紙の使用量 (t)、事務所の単位面積当たりの電気使用量 (kWh/m²)、施設の燃料使用量 (GJ)、事務所の単位面積当たりの上水使用量 (m³/m²)

※3 環境省実施計画Ⅶの組織・施設ごとの排出削減計画を参照

(3) 報告書の作成

- (1)、(2) の内容の成果を取りまとめた報告書（日本語）を作成する。

2. 実施期間

契約締結の日から2021年3月15日までとする。

3. 成果物

- ・報告書の電子データを収納した電子媒体（CD-R等）：1式
- ・なお、電子媒体には報告書の電子データの他に本事業において取得したデータ類を収納する。

<電子データの仕様>

- (1) Microsoft 社Windows7 SP1 上で表示可能なものとする。
- (2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
 - ・文章；Microsoft 社Word
 - ・計算表；表計算ソフトMicrosoft 社Excel
- (3) 以上の成果物の格納媒体はコンパクトディスク等とする。事業者名、事業年度及び事業名称等を収納ケース及びコンパクトディスク等に必ず付記すること。

4. 納入場所

みずほ情報総研株式会社 環境エネルギー第2部
東京都千代田区神田錦町2-3 竹橋スクエア7階

5. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）、著作隣接権、商標権、商標化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、みずほ情報総研株式会社（以下、「みずほ情報総研」という。）が保有するものとする。ただし、ここで保有した著作権等は、みずほ情報総研が環境省と契約する「令和2年度サプライチェーン排出量等の算定基盤整備事業等委託業務」の終了とともに環境省が保有するものとする。
- (2) 受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に受託者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は受託者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受託者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

6. 情報セキュリティの確保

受託者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受託者は、委託業務の開始時に、委託業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制についてみずほ情報総研担当者に書面で提出すること。
 - (2) 受託者は、みずほ情報総研担当者から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、委託業務において受託者が作成する情報については、みずほ情報総研担当者からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
 - (3) 受託者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受託者において委託業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じてみずほ情報総研担当者の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
 - (4) 受託者は、みずほ情報総研担当者から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合は、確実に返却し又は廃棄すること。また、委託業務において受託者が作成した情報についても、みずほ情報総研担当者からの指示に応じて適切に廃棄すること。
 - (5) 受託者は、委託業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。
- (参考) 環境省情報セキュリティポリシー

7. 個人情報の取り扱い

- (1) 受託者は、みずほ情報総研から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。
- (2) 受託者は、みずほ情報総研から預託された個人情報を取り扱わせる業務を第三者に再委託する場合は、ここで定める、みずほ情報総研が受託者に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者に求め、かつ当該第三者がそれを遵守することにつき約定すること。
- (3) 受託者は、次の各号に掲げる行為をしないこと。ただし、事前にみずほ情報総研の承認を得た場合は、この限りでない。
 - ① みずほ情報総研から預託された個人情報を第三者（前項に該当する場合を除く。）に提供し、又はその内容を知らせること。
 - ② みずほ情報総研から預託された個人情報について、本契約の目的を超えて使用し、複製し、又は改変すること。
- (4) 受託者は、みずほ情報総研から預託された個人情報を取り扱う場合には、責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の安全管理に必要な事項について定めた書面をみずほ情報総研に提出するとともに、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- (5) みずほ情報総研は、必要があると認めるときは、所属の社員に、受託者の事務所、事業場等において、みずほ情報総研が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、受託者に対し必要な指示を出すことができる。
- (6) 受託者は、委託業務を完了し、又は解除したときは、みずほ情報総研から預託された個人情報を速やかにみずほ情報総研に返還するとともに、各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により当該情報を消去又は廃棄しなければならない。ただし、みずほ情報総研が別に指示したときは、受託者はその指示に従わなければならない。
- (7) 受託者は、みずほ情報総研から預託された個人情報について漏洩、滅失、き損、その他本条に係る違反等の事実を認識した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、みずほ情報総研に当該事実が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告すること。また、みずほ情報総研から更なる指示を受けた場合には、受託者はみずほ情報総研の指示に従うこと。
- (8) 受託者は、みずほ情報総研から預託された個人情報以外に、委託業務に関して自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づいて取り扱うこととし、みずほ情報総研が別に指示した場合はそれに従うこと。
- (9) 上記（1）及び（3）については、委託業務を完了し、又は解除した後であっても、なおその効力を有する。

8. その他

受託者は本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき等については、みずほ情報総研担当者と速やかに協議し、その指示に従うものとする。

提案書作成・審査要領

みずほ情報総研株式会社

本書は、令和2年度環境省実施計画の実施状況調査業務に関する提案書の作成、審査等の要領を提示するものである。

I. 提案書の構成及び作成方法

提案書について様式は特に問わないが、「評価基準表」に示した評価項目に基づき記載すること。

II. 評価項目および得点配分

採択に係わる評価項目と得点配分について、下の表に記載する。

令和2年度環境省実施計画の実施状況調査業務の「評価基準表」

		配点表							
評価項目	大項目	中項目	要求要件	評価区分	得点配分			技術上の基準	
					合計	基礎点	加点	基礎点	加点
	0.	仕様書の遵守	仕様書に規定する業務の目的や作業事項に反し、又は矛盾する提案がないこと。	必須	5	5	-	提案書が全体として仕様書を遵守しており、業務の目的や作業事項に反し、又は矛盾する内容がないこと。	-
	1.	業務の基本方針	仕様書を踏まえ、業務の実施に当たつての基本方針を記述すること。	必須	5	5		業務の目的を的確に理解し、妥当な基本方針であること。	基本方針に創造性があるか。
	2.	業務の実施方法							
		2.1 仕様書1-(1)の業務内容	仕様書1-(1)で示した環境省の組織・施設ごとの毎月の実施状況の整理・分析について、具体的に提案すること。	必須	55	5	50	仕様書1-(1)で示した環境省の組織・施設ごとの毎月の実施状況の整理・分析について提案を行うこと。	今後の有効と思われる削減方策を検討し、削減方策の提案を含んだフィードバック資料を作成するための具体的なかつ実現可能な調査・分析方法及びスケジュールが提案されているか。
		2.2 仕様書1-(2)の業務内容	仕様書1-(2)で示した環境省実施計画の実施状況に関するアニュアルレポートの作成支援について、具体的に提案すること。	必須	15	5	10	仕様書1-(2)で示した環境省実施計画の実施状況に関するアニュアルレポートの作成の支援について提案を行うこと。	仕様書に沿ったアニュアルレポートの作成が確実に行われるような方法及びスケジュールが提案されているか。
	3.	業務の実施計画	仕様書に係る作業事項を作業進行予定表にまとめること。	必須	10	5	5	実施可能で妥当な作業進行予定表であること。	効率的・効果的な作業進行予定表であり、業務内容の質を高める効果的なものであるか。
	4.	業務の実施体制							
		4.1 執行体制、役割分担等	業務の実施体制について、責任者の氏名・役職、従事者の役割分担、従事者数、内・外部の協力体制等を表にまとめること。	必須	10	5	5	他機関との連携も含め適切な作業分担により執行体制が構築されていること。	効率的・効果的な人員配置・協力体制が構築されているか。
		4.2 従事者の実績、能力、資格等	業務に従事する者の類似業務（温室効果ガス排出量算定に係る調査・分析・評価）の実績、本業務に関係する能力の資料、資格等を明示すること。 また、本業務に従事する主たる担当者の業務従事期間中における本業務以外の手持ち業務の状況を記載すること。	任意	10	5	5	-	業務に従事する者2名以上に類似業務の実績がある場合には可(4点)とし、従事する主たる者が、本業務を実施するに当たり、より高い成果が得られると見込まれる実務実績等を有している場合にはその実務実績等に応じて加点する。
	5.	組織の実績							
		類似業務の実績	過去に類似業務（温室効果ガス排出量算定に係る調査・分析・評価）の実績があれば、業務名、それぞれの概要等を記載すること。	任意	10	5	5	-	要求要件を満たした業務等の実績が2件以上あれば可(3点)とし、以降は件数や業務概要に応じて加点する。
				技術点小計	120	40	80		合計点（基礎点・加点）
				価格点	50				
				総計	170				

III. 採択方法

1. 方式及び得点配分

1) 方式

次の要件を満たしている者のうち、2) によって得られた総合評価点の最も高い者を採択する。

- ① 採択価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 「評価基準表」中、必須とされた評価項目の基礎点をすべて獲得していること。

2) 総合評価点の計算方法

総合評価点 = 技術点 + 価格点

技術点 = 基礎点 + 加点 (満点 120 点)

* 技術点は、環境省に設置する提案書審査委員会の各委員の採点結果の平均値を算出し、小数点第三位以下を切り捨てたものとする。

価格点 = $50 \times (1 - \text{採択価格} \div \text{予定価格})$

* 価格点は、上記式により数値を算出し、小数点第三位以下を切り捨てたものとする。

3) 基礎点部分の採点

技術上の基準を満たす場合に、当該基礎点全部を得点とする。

4) 加点部分の採点

① 配点 5 点の場合、技術上の基準に基づき、

秀：5 点

優：4 点

良：3 点

準良：2 点

可：1 点

不可：0 点

の 6 段階評価とし、配点に応じて係数をかけて得点を算出する。

② 基礎点がある項目に係る加点部分の「不可：0 点」とは、基礎点の基準は満たす（基礎点は得点）が、加点部分の基準をなら満たさない場合である。

2. 提案書審査（技術点の採点）の手順

応募者から提出された提案書について、「評価基準表」に基づき、必須とされた項目の基礎点に係る評価をみずほ情報総研株式会社のサプライチェーン排出量等の算定基盤整備事業事務局が行い、必須項目毎に基礎点の獲得の可否を判断する。すべての必須項目の基礎点を獲得した提案書を採択し、それ以外の提案書は不採択とする。

3. 採択

2. による技術点に、当該提案書に係る見積価格に基づく価格点を加算し、総合評価点を算出する。各提案書の総合評価点を比較し、最も高い数値を得た提案書の提出者を採用事業者とする。また、必要に応じて、応募者に対してヒアリングを実施することがある。